

政策要求回答

政党又は団体名 日本共産党	担当	財務部	収納課
事 項 1. 物価高騰から市民の暮らしを守るために (1) 国に対して、消費税率を緊急に5%に引き下げをを求めること。中小零細企業の倒産を招くインボイス制度を廃止するよう国に求めること。			
回 答 消費税（国R5決算：23.1兆円）については、歳入（140.2兆円）の約16%、国税収入（72.1兆円）の約1/3を占める貴重な財源であり、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合い、社会保障の安定した財源を確保する観点から、社会保障経費に活用されています。 また、長崎市においても、消費税の一部が地方消費税交付金として交付（R5年度104.9億円）され、少子化対策や障害者施策などの社会福祉や社会保険、保健衛生に要する経費に充てられており、人口減少などに伴い市税収入の減少が懸念される中、地方交付税とともに、市政を支える貴重な財源となっています。 インボイス制度については、令和元年10月の消費税率10%への引上げにあたり、飲食料品などに8%の軽減税率を併用することを踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律」等の規定により、複数税率の下での公平公正な消費税額等の把握を目的として、令和5年10月から実施されており、国税庁によると、インボイスの登録件数は令和6年8月末日時点で約458万件となっております。 国は、登録した免税事業者等の当面の負担を軽減するため、制度開始後6年間は、免税事業者からの仕入れ税額相当額から一定割合を控除できる等の経過措置や、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合、3年間は納税額を売上税額の2割に軽減する等の負担軽減措置を設けるとともに、各府省庁において、制度の定着に向けて、事業者に対する各種相談体制やIT等の補助金等による支援などを継続して実施しております。 長崎市としては、税務署や関係部局とも連携しながら、制度の目的・意義はもとより、こうした経過措置や負担軽減策などの内容も含め、積極的な周知・広報に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	経済産業部	産業雇用政策課
事 項 1. 物価高騰から市民の暮らしを守るために (2) 国に対して、時給 1,500 円への早期引き上げを求めること。人口の社会的移動の要因になっている地域別最低賃金をあらため、全国一律の制度となるよう求めること。最賃引き上げと一体で中小企業に対する支援制度を創設すること			
回 答 現在、長崎県の最低賃金の水準は、令和 6 年 10 月の改定により、前年比 55 円増の時給 953 円となっています。最低賃金の水準については、中央最低賃金審議会の答申を踏まえ、各都道府県に公益代表、労働者代表、使用者代表の委員で構成される地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議されており、地域の実情を踏まえて適切に決定されているものと認識しています。 中央最低賃金審議会の答申は、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をランクに分けて引上額の目安が提示されていますが、これまでの 4 区分から 3 区分に制度創設以来、初めて変更されたところであり、今後益々、地域間格差の是正が図られることになっています。 また、令和 6 年 6 月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」においては、最低賃金の引上げや非正規雇用労働者の処遇改善を促し、豊かさを実感できる所得増加を実現し、物価上昇を上回る賃上げを定着させるとされ、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう取り組むとされています。さらに、政府はこの目標を前倒しし、2020 年代に達成する方針を掲げています。 このような状況を踏まえ、長崎市としては、引き続き国の動向を注視するとともに、市内労働者の賃上げの実現につながるよう、地元企業の稼ぐ力の向上を支援していきませんが、企業が自社の従業員に支払う賃金については、企業の経営力に応じて引き上げられることが望ましいと考えています。 長崎市では、地場産業の育成について、地元中小事業者の人材育成や、新製品・新サービスの開発、生産性向上、事業拡大の取組みを支援するとともに、海洋再生可能エネルギー関連産業をはじめとした地元中小事業者の新事業展開などの取組み、また、地場製品のブランド化及び商品開発や販路拡大のための取組みに対する支援も行っています。 また、令和 4 年度から、中小事業者が新たな顧客及び外貨を獲得するために実施する SNS マーケティングや EC サイトによる販売促進の取組みを支援してきましたが、今後は、本事業をステップアップさせ、EC サイトの効果の最大化を図るための販売促進を目的とした、首都圏テナント等での期間限定出店事業に対して支援をまいります。 さらには、首都圏等のスーパー・百貨店・食品メーカーに対する販路開拓に対して食品			

流通専門の団体による伴走支援を実施するなど、市内産品の販路開拓を押し進めてまいります。

いずれにしましても、長崎市が行う支援策については、今後も国や長崎県などの関係団体と連携するとともに、事業者の声もお聞きしながら、地域経済の好循環を生み出すことができるよう効果的に展開し、賃金水準の引き上げにつながるよう努めていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	介護保険課
事 項 2. 安心できる高齢者福祉・介護保険制度にするために 国に対して以下のことを要望していただきたい (1) 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護従事者確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。			
回 答 令和6年度の介護報酬改定では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、全体でプラス1.59%の改定（介護職員の処遇改善分が0.98%、介護職員以外の処遇改善などその他の改定率が0.61%）が行われています。 また、介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした新たな処遇改善加算も創設されています。 しかしながら、介護の現場における慢性的な人材不足は続いており、介護人材の確保については、喫緊の課題と認識しておりますので、さらなる処遇改善について、引き続き全国市長会を通じて要望していきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	介護保険課
事 項 2. 安心できる高齢者福祉・介護保険制度にするために 国に対して以下のことを要望していただきたい (2) 65歳以上の介護保険料(第1号保険料)の減免制度をつくること。			
回 答 介護保険料の減免については、介護保険法第142条において、条例で定めることができると規定されており、長崎市においては、国が示した条例準則に「特別の事情があること」を加え、平成13年4月1日から減免措置を行っています。 低所得者に対する介護保険料の減免にあたっては、国が示している3原則(①収入のみで判断せず個々の負担能力により判断する、②全額免除は行わない、③減免相当分は一般会計繰入ではなく保険料財源を充当する)を遵守し、公平かつ公正に行っています。 なお、保険料第1段階から第3段階までの所得の低い方の保険料については、消費税率10%への引き上げにあわせて、給付費の公費50%負担とは別枠で公費を投入し、保険料の軽減措置を行っているところであり、さらに、令和6年度から8年度の第9期介護保険事業計画における介護保険料については、所得が低い方の保険料上昇の抑制を図るため、所得が高い方により多くご負担いただき、所得が低い方の保険料軽減を行うという国の考え方にに基づき、被保険者の負担能力に対し一定の配慮を行い設定しています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	介護保険課
<p>事 項</p> <p>2. 安心できる高齢者福祉・介護保険制度にするために 国に対して以下のことを要望していただきたい (3) 介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げるよう求めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>介護保険財政に対する国の負担割合の引き上げについては、75 歳以上の後期高齢者の人口が増加し、介護サービスを受ける方の増加が見込まれる中、介護保険制度を持続可能なものとするため、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならず、また自治体の個々の実態を考慮した支援が行われるよう、引き続き全国市長会を通じて要望していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
事 項 2. 安心できる高齢者福祉・介護保険制度にするために 長崎市としての取り組みについて (1) 長寿祝い金制度は、77歳、88歳を復活させること。			
回 答 長寿祝金については、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、高齢者の福祉の増進に資することを目的としています。 平成20年度からは99歳の高齢者のみに5万円を支給し、77歳の1万円と88歳の3万円の支給を廃止するかわりに、70歳から80歳までを対象としていた高齢者交通費助成事業の対象年齢の上限枠を撤廃し、70歳以上の全ての方へ拡大した経緯があります。 令和5年度の長寿祝金の実績は、99歳の対象者306人に合計1,530万円を支給しており、平均寿命の伸びにより年々受給者は増加し続けています。 長崎市の高齢化率は令和6年9月末現在で34.6%となり、2025年（令和7年）には高齢者人口がピークを迎え、2035年（令和17年）には後期高齢者人口がピークになることが見込まれます。 今後、介護や医療費等の社会保障費全体が大きく増加することが見込まれている中で、より介護予防や介護度の重度化防止に有効な取組みを推進していく必要があり、77歳、88歳の長寿祝金の復活は困難であると考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
事 項 2. 安心できる高齢者福祉・介護保険制度にするために 長崎市としての取り組みについて (2) 高齢者交通費助成事業は維持し、支給金額増を目指し、紙券で交付も選択できるようにすること。ICカードにはチャージした形で付与すること。			
回 答 高齢者交通費助成事業は、70 歳以上の高齢者を対象に、公共交通機関を利用して外出することにより社会参加への機会を増やし生きがいを高め、ひいては介護予防につなげることを目的とし、5,000 円程度の交通費を助成している市の独自事業です。 令和3年4月から、バス・電車の利用については、安全性や利便性の向上のため紙の利用券を廃止し、事前登録したICカードの実績によってポイントで助成する方法に変更しました。一度ICカードをご登録いただくと、毎年の引換えが必要なく、お手持ちのカードでご都合がよいときにポイント交換ができるという利点もあります。 利用券とICカードの選択制については、利用券の場合、小銭の両替が危険であることや不足分を支払う手間がかかるなどのご意見があったため、車内での安全性を確保することを最優先に考慮し、ICカードを導入した経過がありますので、ご理解いただきたいと思えます。 また、年度当初からチャージした形で付与する場合、5,000 円まで利用されなかった差額分を精算できないことや、本来の目的とは違う買い物などでも使用できる場合があることから乗車実績に応じてポイントで助成する方法にしています。 事業が開始された昭和55年当初は対象者を74歳から77歳と限定し、また所得制限を設けていたことから対象者は約2,500人でしたが、その後所得制限を撤廃し、平成20年度から現行の制度となり、令和6年度は70歳以上の約10万6千人を対象者としており、予算額としては年間4億3千万円を超えています。今後の対象者数も微増する見込みであるなか、支給金額の増額は困難と考えています。 今後の事業の維持については、今の事業をより良いものにするべく追及するとともに、時代の流れによって変わる様々なニーズに応じ、より介護予防に適した事業を探求し、検討する必要があるものと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	福祉総務課
事 項 2. 安心できる高齢者福祉・介護保険制度にするために 長崎市としての取り組みについて (3) 引き続き特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図ること。			
回 答 介護サービスの基盤整備方針は、3年ごとに策定する「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定めています。 特別養護老人ホームの整備については、同計画に基づき、要介護者等の増加やニーズを踏まえ、保険料等を勘案して検討することとしています。 令和3年度から5年度までを計画期間とする第8期計画においては、70床分の特別養護老人ホームの整備を行うこととしており、令和5年度末までに、計画どおり3施設70床分の地域密着型特別養護老人ホームが整備されました。 令和5年度末には、令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期計画を策定しましたが、本計画においては、高齢者の方々が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に基盤整備を行うこととしており、1施設29床の地域密着型特別養護老人ホームを3施設(87床分)整備することとしております。 今後、同計画に基づき公募により事業者からの整備計画の受付及び事業者の選定を行っていき、計画的に整備を進めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	障害福祉課
事 項 3. 障がい者福祉の充実を (1) 障がい福祉サービスを利用している方が 65 歳を超えると介護保険に切り替わる「介護保険優先の原則」は機械的に適用せず、利用者の経済負担の少ないサービス提供を行うこと。			
回 答 障害者に対しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、自立支援給付（以下「障害福祉サービス」という。）を支給しております。 介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者（以下「介護保険対象者」という。）につきましては、法第 7 条の他の法令による給付との調整規定に基づき、要介護状態又は要支援状態となった場合には、法の規定による自立支援給付より介護保険法の規定による保険給付が優先され、介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には障害福祉サービスを支給することはできないとされています。 しかしながら、65 歳前に障害福祉サービスを利用されている障害者については、介護保険法の規定による給付を優先としながら、個々の障害者の障害特性を考慮した障害福祉サービスの支給を行っております。 介護保険対象者の障害福祉サービスの利用につきましては、高齢化の進展に伴い、今後とも要望が増加することが予想されますが、介護保険対象者の訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護）については、国の補助（国庫負担基準）が非常に低く算定されております。このため、令和 5 年度に指定都市市長会より訪問系サービスに係る国庫負担基準等の見直しについて国へ提言し、令和 6 年 4 月に一定の改善はなされたものの、介護保険非対象者である 65 歳未満の障害者と比較して未だ非常に低く、多額の財源が必要となることから、現状においては介護保険対象者の経済負担の軽減を目的とする障害福祉サービスの支給を実施することは困難ですが、利用者負担への配慮として、低所得などの条件を満たした場合に利用者負担額が償還される新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者に対して制度概要の説明を行ってまいります。 引き続き、国等への要望活動を実施するとともに、個々の障害者の障害特性に考慮した障害福祉サービスの充実に努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	障害福祉課 高齢者すこやか支援課
事 項 3. 障がい者福祉の充実を (2) 補聴器購入への助成は両耳とも対象とすること。加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を創設すること。			
回 答 聴覚障害者に対する補聴器購入時の助成として、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を行っています。 この制度では、国の補装具費支給事務取扱指針により、「原則として1種目につき1個であるが、障害の状況や環境に応じて、特に必要と認めた場合は、2個とすることができる」と個数が定められ、職業又は教育上などで特に必要と認められる場合に、両耳の支給を行っています。 この補聴器購入費の助成は、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けた方を対象としており、手帳取得の際の認定要件として、40センチメートル以上の距離で発声された会話の言葉を理解できない程度となる両耳の聴力レベルが70デシベル以上の場合等と定められています。 手帳の交付を受けていない加齢性難聴者への補聴器助成につきましては、超高齢社会が進展しており対象者も大幅に広がることが見込まれるため、国の補助制度がなく実施することは困難であると考えます。 しかしながら、両耳の補聴器支給及び軽・中等度の加齢性難聴者への補聴器購入助成は、他自治体でも同様の状況であることから、全国市長会において、それぞれ「障害者福祉施策に関する提言」、「高齢者福祉施策に関する提言」として、国に対しその実現について要請しています。 今後も引き続き、全国市長会等の関係団体を通じ、国等に対し要望していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	障害福祉課
事 項 3. 障がい者福祉の充実を (3) 障害者福祉医療費の対象者すべてを償還払いから現物給付にすること。			
回 答 心身障害者福祉医療制度は、重・中度の心身障害者が医療保険による診療を受けたときに、医療機関へ支払う自己負担金を一部助成する制度であり、長崎市では、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの重度障害者を対象に現物給付方式を導入しており、身体障害者手帳3級、療育手帳B1をお持ちの中度障害者の方は、償還払いにより助成を行っています。 また、中度障害者に対する助成については、助成する額を重度障害者の自己負担額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じた額としています。 この制度の財源として、長崎県の補助制度を活用していますが、長崎県は償還払いを助成の基準としていることから、長崎市が現物給付を行うことで増加する費用を補助の対象としていません。 このため、中度障害者への現物給付の拡大は、新たに長崎県の補助の対象外となる部分が増加し長崎市の財政負担が増加することから、現時点では困難と考えており、この拡大について長崎県と引き続き協議を行っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	障害福祉課
事 項 3. 障がい者福祉の充実を (4) 障がい者の働く場所を増やすこと。特にA型就労施設を増やすこと。			
回 答 障害者とその適性に応じた能力を発揮し、安心して社会参加及び自立した社会生活を営むことができるよう、障害者の就労支援や就労機会を確保し、雇用を促進することが非常に重要であると考えています。 就労継続支援サービスは、一般の企業で雇用されることが困難な方に働く場の提供や就労に必要な知識能力向上のための訓練を行っています。 事業所や就労継続支援事業所のうち最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所については、国庫補助制度を活用した施設整備を促進する必要があると考えています。 また、障害者が自立した生活を送るためには、障害者工賃をさらに向上させることが重要であり、その取組みとして、市内の障害者施設の製品を取り扱っているはあと屋を運営し、店舗販売をはじめ、市庁舎内やイベント会場等における移動販売、オンライン販売等を実施しています。 さらに、障害者就労施設等からの官公庁の優先発注において、長崎市では、物品等の購入や印刷業務、清掃等の委託業務などを障害者就労施設等に発注しており、令和5年度の発注実績は約9,000万円となっています。 令和6年度には、多様な人材の活躍促進の1つとして、障害のある人と障害者雇用に取り組む地場企業等のマッチングを強化し、人材確保と共生社会の推進を図ることなどを目的に「福祉と企業の虹の架け橋フェスタ」を実施しました。 フェスタにおいては、企業のお仕事紹介、障害福祉サービス事業所の紹介、お仕事体験コーナーなどを設け、関係機関の皆様のご尽力の下、600名以上の来場者をお迎えすることができました。また、これを契機として一般企業との障害者雇用に係る連携が始まっています。 今後も、関係機関等で連携しながら、就労支援や障害者工賃の向上を図るための取組みを推進するとともに、障害者雇用の拡大、共生社会の推進に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	こども部	こども政策課
<p>事 項</p> <p>4. 子育て支援に関して</p> <p>(1) 子ども医療費の窓口負担は完全無料化にすること。まずは高校生世代に対する助成は現物給付方式に早急に改善すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>こどもの医療費については、こどもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、所得による制限を設けることなく、高校生世代までの入院・通院に係る医療費に対して、1つの医療機関ごとに1日上限800円、1月上限1,600円の自己負担分となるよう助成しています。</p> <p>子育て家庭を対象としたアンケートにおいては、子育てに対する経済的不安を感じている人は多いことから、無償化はニーズが高いと捉えています。この助成制度は、各自治体において独自に実施しており、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがありますが、将来を担う子どもたちが住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、安心して医療を受けられるよう、全国一律の補償制度の創設が必要であると考えており、これまでも市長会等を通じて国に要望しておりますが、引き続き実現に向けて、全国市長会等を通じて要望してまいります。</p> <p>次に、高校生世代の現物給付化については、現在、長崎県の制度に則り償還払いとしております。これは、長崎県における令和5年度の制度導入にあたり、まずは償還払いで3年間試行的に実施し、その実績を基に、令和7年度に制度の内容を改めて検証することとされたものです。</p> <p>しかしながら、県の制度開始後約2年が経過した中で、対象者からは窓口でいったん自己負担額を支払う必要があることや、受診後の申請手続きが煩雑で手間がかかるとの声が多く聞かれております。</p> <p>こうしたことから、現物給付方式の導入により、市民の利便性向上や市の事務軽減につながるため、しっかりと県に対して現物給付での実施を求めるとともに、併せて市においても現物給付の導入に向けて検討してまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>4. 子育て支援に関して (2) 保育士の処遇改善を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>民間保育士の処遇改善策については、国において、保育所等職員の経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算措置を、各施設への給付金の中で行っており、経験年数等に応じて月額4万円又は月額5千円の賃金上乘せが実施されています。</p> <p>また、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ公定価格における人件費が10.7%増額されます。</p> <p>長崎市においても、平成28年度から市独自の取り組みとして、民間保育所等に対し保育士1人あたり年額3万円を補助するなど、保育士の処遇改善に努めているところであり、併せて、令和6年度からは、長崎県の補助金を活用し、民間保育所等に対し、研修等に参加した保育士へ1人あたり年額2万円を支給します。</p> <p>給与水準をさらに改善するためには、根幹である国の給付費のさらなる改善が必要であることから、引き続き、全国市長会や中核市市長会を通じて国に要望していきます。</p> <p>また、ICT化推進のための補助や保育の質の向上に向けた研修会などを実施し、職場環境の改善に努めてきたところであり、さらに、令和5年度からは、保育士の業務負担を軽減し、子どもと向き合った保育を実践できるよう、保育補助者又は保育支援者を雇用する施設に対し、雇用に要する経費の補助を行っています。</p> <p>今後とも、保育士が働きやすい環境を整えていくなど、民間保育士の処遇改善に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	健康教育課
<p>事 項</p> <p>4. 子育て支援に関して</p> <p>(3) 学校給食費への助成を拡充し、無料化にすること。</p>			
<p>回 答</p> <p>学校給食法において、学校給食の実施に必要な経費のうち人件費や施設、設備に要する経費以外の経費については、保護者の負担とすることが明記されています。</p> <p>そのため、食材に係る経費を学校給食費として、小学校年額 41,800 円、中学校年額 48,400 円の負担を保護者に求めているところです。</p> <p>このうち、経済的に困窮している世帯の学校給食費については、就学援助や生活保護費により支援しています。</p> <p>また、令和4年度からは、国の交付金を活用し、物価高騰相当分の食材に係る経費について、保護者の負担軽減を図るため、公費での負担を行っています。</p> <p>なお、今後も物価高騰が続くと見込まれるなか、令和7年度についても新たな保護者負担とならないよう、保護者負担額を据え置き、不足する食材に係る経費分については公費での負担を行うこととしております。</p> <p>学校給食費の無償化については、全国的な動きとして各自治体の判断で独自に取り組んでいる事例が見受けられますが、本来、子どもは、地域によらず、等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国において全国一律の制度として実施していただくよう、引き続き国や県に対し、様々な機会を通じて要望するとともに、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けるよう要望しているところです。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>4. 子育て支援に関して</p> <p>(4) 公立保育所の民間移譲はやめること。保育に対する公的責任を果たすために公立保育所を増やすこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、平成 19 年 12 月に策定した市立幼稚園・保育所の今後のあり方の基本方針において、「官から民へ」の流れの中で、行政が果たすべき役割を見極め、民間に事業を委ねることが可能なものについては、民間活力を活用することとしており、これまでに市立保育所 11 施設を民間移譲してきたところです。</p> <p>民間移譲を行っていないその他の市立保育所については、緑ヶ丘保育所及び仁田保育所を令和 8 年 4 月に民間移譲する予定としています。</p> <p>一方、中央保育所及び伊良林保育所については、所在する区域の民間園等においても、定員割れの施設が多数見受けられるなど、平成 19 年の基本方針策定後にソフト、ハード面でとりまく環境に大きな変化を生じたことから、民間移譲は行わず、適正な定員規模において認定こども園長崎幼稚園に集約の上、2 保育所は廃止し、大手保育所についても民間移譲は行わず、将来的には廃止することとしています。</p> <p>また、認定こども園長崎幼稚園については、行政において「公的幼児教育・保育の確保」という役割を担う必要があることや、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ市立の認定こども園として、引き続き運営していくこととしています。</p> <p>このような中、長崎幼稚園については、施設が老朽化しているため、建て替えが急務となっており、さらに、長崎市における保育所や認定こども園の中核的役割を担う施設として、今後どのような機能や役割が必要となるかを含め、施設のあり方について検討を進めているところです。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	総務課
<p>事 項</p> <p>4. 子育て支援に関して</p> <p>(5) 高校生への通学費補助を創設すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>高校生を対象とした通学費補助については、現在、長崎県において、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、遠距離通学者を対象に補助を行っております。</p> <p>加えて、離島地域につきましては、長崎市においても、高島地区及び池島地区から進学した高校生を対象として補助を行っているところです。</p> <p>また、現在、国を中心とした支援施策により、公立私立を問わず高校生を対象に経済的な支援が拡充されており、授業料の実質無償化や、経済的困窮世帯に対しては、高校生等奨学給付金として、授業料以外の教育費への給付金事業も行われるなど、保護者の負担軽減が図られております。</p> <p>長崎市としましては、限られた財源の中、教職員の働き方改革や、1人1台端末を始めとしたGIGAスクール構想の進展に向けた取り組みなど、教育分野における課題に対して様々な施策を展開しており、高校生の通学費補助を新たに制度化することについては、現時点においては困難であると考えております。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	こども部	こどもみらい課
<p>事 項</p> <p>4. 子育て支援に関して</p> <p>(6) 学童保育の支援員の確保につながる処遇改善と資質向上のための研修機会の確保に取り組み、指導員確保についても寄り添うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市における放課後児童支援員等の処遇改善については、国が制度化している「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」及び「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9千円相当賃金改善）」の補助制度をすべて導入しており、支援員等の確保に寄与しているものと考えています。今後も様々な機会をとらえて、事業者が本制度の理解を深め、有効に活用していただけるよう取り組んでいきます。</p> <p>次に、放課後児童支援員等の資質向上については、児童の健全育成を図るために大変重要であると考えており、長崎市においては、「こどもの成長と心の変化」、「救急法」や「障がい児等への対応」などをテーマとした研修を毎年実施しているところです。また、長崎県など他機関が実施する研修についても、全クラブへ案内し、研修に参加する機会が広がるよう努めています。</p> <p>処遇改善の補助制度による支援員等の確保のほか、事業者の求人情報を長崎市子育て応援情報ホームページ「イーカオ」に掲載するなど、今後も様々な機会をとらえながら、支援員等の確保につながるよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>今後も厳しい財政状況が見込まれる中、既存の補助制度の効果検証等を行ったうえで、クラブの安定的な運営や支援員等の確保に資する取組みとなるよう検討していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	こども部	こども政策課
<p>事 項</p> <p>5. 市民の命と健康をまもるために (1) インフルエンザ予防接種は高校卒業迄無料にすること。まずはひとり親世帯の小学生迄に対する予防接種の助成を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>インフルエンザ予防接種につきましては、長崎市では、法定外の任意接種となりますが、生後6か月から小学校就学前までのより重症化しやすい乳幼児に対しては、1回の接種につき、接種費用4,481円のうち自己負担が1,750円となるよう費用の助成を行っており、このうち生活保護及び市民税非課税世帯については、接種費用の全額を助成し、無料としています。</p> <p>ご要望の高校卒業までの対象者拡大や、接種費用の無償化については、こどもの健康維持や子育て家庭の経済的負担軽減に一定有効であると認識しておりますが、多額の財政負担を要することから、限られた財源の中で、どの子育て施策が効果的であるかを十分に見極めながら、子育て支援の充実に取り組む必要があると考えています。</p> <p>また、ひとり親世帯の小学生を助成対象とすることについては、新たな財政負担が生じるとともに、対象範囲の妥当性を整理する必要があることから、慎重に検討すべきものと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	福祉部	福祉総務課
事 項 5. 市民の命と健康をまもるために (2) 無料低額診療の周知を図り、診療事業対象患者の薬代助成を行うこと。			
回 答 <p> 無料低額診療事業は、医療保険制度における自己負担部分について医療機関が定めた基準に沿って全額又は一部を減額するもので、事業を開始したときは、都道府県又は中核市への第2種社会福祉事業開始の届出が必要です。長崎市では4法人、7か所の医療機関が実施しており、無料低額診療を実施する社会福祉法人等については、地方税法の規定により不動産取得税や固定資産税の非課税措置が講じられています。 </p> <p> 無料低額診療の周知については、生活保護担当窓口や長崎市生活支援相談センター、国民健康保険担当窓口において、医療費の自己負担が困難という方から相談があった場合に、無料低額診療事業を紹介しています。 </p> <p> また、就学援助世帯に対する通知文書に、医療機関作成のパンフレットを添付して事業の周知を図っています。 </p> <p> 診療事業対象利用者の薬代助成については、現行の無料低額診療事業では、院内処方事業の対象となっており、全額又は一部減免となりますが、院外処方の場合は減免の対象となっておりません。 </p> <p> 以前は、院内処方がほとんどであり、事業を実施する医療機関のなかで処方まで完結できる状態でしたが、現在は「医薬分業」が進んでおり、院外処方とする医療機関が増加しています。 </p> <p> 生計困難者等に対しては、生活保護制度を始め、医療保険制度の高額療養費制度や一部負担金減免制度のほか、社会福祉協議会の無利子の生活資金貸付事業等の活用などにより、必要な支援に取り組んでいきたいと考えており、長崎市独自に院外処方にかかる薬代を助成することは考えていません。 </p> <p> なお、無料低額診療事業については、社会福祉法に定める国の制度ですので、事業や助成のあり方に関しましては国において対応していく課題であると考えています。 </p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	市民健康部	国民健康保険課
事 項 6. 国民健康保険制度の改善のために (1) だれもが安心して納められる保険税となるよう保険税負担軽減分の一般会計からの繰り入れを復活させること。所得に対して重い負担割合となっている保険税の引き下げに取り組むこと。			
回 答 保険税負担軽減分の一般会計からの繰り入れ（決算補填目的）は、平成 28 年度の税率改定の際に急激な税負担上昇を緩和するために 3 年間（平成 27 年度～29 年度）に限り実施しました。 しかし、平成 30 年度の県単位化施行により、決算補填目的の一般会計からの繰り入れは計画的・段階的に解消すべきものとされ、この繰り入れを実施した市町村は、国からの交付金が減額される仕組みとなっています。また、繰り入れを実施することは、結果的にその負担を国保被保険者以外の市民にも強いることとなるため、このような繰り入れは原則実施すべきではないと考えています。 国保特別会計は、被保険者数の減少に伴う保険税収入の減や、高齢化の進展及び医療の高度化などに伴う一人当たり医療費の増などにより、平成 30 年度以降は毎年、赤字状態が続き、財政調整基金を繰り入れて事業を運営してきました。しかしながら、令和 3 年度には基金も底をつき、そのほかの新たな収入財源も見込めなかったため、税率改定を行わなければ事業運営を維持していくことが困難となったことから、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の計画期間として、この期間の収支均衡を図るための税率改定を令和 4 年度及び令和 5 年度の連続 2 か年度で行ったところです。 これにより、令和 4 年度及び令和 5 年度決算は黒字となり、一定の財政効果があったものと考えております。しかしながら、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展などにより一人あたり医療費が年々増加していく中、社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療への移行により被保険者数の減少がより一層進むことで保険税収入のますますの減少が見込まれるなど、今後も国保を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと考えていますので、現状において、保険税率の引き下げは困難と考えます。 したがって、今後の国保財政の健全化を図り、保険税上昇を少しでも抑制できるよう、保険税の収納率向上対策など、収入財源の確保に努めるとともに、医療費の上昇を少しでも抑えるべく、特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の使用促進など医療費の適正化に一層努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	市民健康部	国民健康保険課
事 項 6. 国民健康保険制度の改善のために (2) 現行の保険証を存続させること。			
回 答 健康保険証については、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）』（令和5年6月9日公布）により廃止され、その後はマイナ保険証（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とした制度に移行しています。 なお、制度としては、廃止から最長1年間は現行の保険証を有効とする経過措置のほか、マイナ保険証がない方に対しては医療機関を受診する際の資格確認のために、当面の間は申請によらず、保険証と同様の機能を有する「資格確認書」が交付されますので、今までと同じく、被保険者が安心して必要な保険診療を受けられることになっています。 しかしながら、マイナ保険証の利用に対する被保険者の不信感や不安感から、その利用率は未だ伸び悩んでおり、まずは不信感や不安感を払拭することが肝要であると考えています。 そのため、国に対して、制度改正に伴う混乱を生じさせないように制度の周知・徹底や不安感の払拭など強力に取り組むよう全国市長会や中核市市長会等を通じ要望していくとともに、長崎市国民健康保険においても被保険者に対してしっかり制度の周知に努めていきます。 長崎市としましては、マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療DXの基盤であり、国から示された方針に基づき、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めているところであり、その一体化が進めば市民が自身の過去の医療受診データに基づきより良い医療を受けることができ、健康増進の観点からも一人でも多くの市民がその恩恵を受けることが望ましいと考えています。 そのようなメリットもあることから、先述のように制度の周知に努めながらマイナンバーカードの健康保険証利用を推進してまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	財 務 部	収納課 特別滞納整理室
<p>事 項</p> <p>6. 国民健康保険制度の改善のために (3) 過酷な徴収をすることなく、市民の生活実態に即した納税相談を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える中核の一つであり、その保険税については、制度の安定的な運営のための必要不可欠な財源となっております。</p> <p>そのような中、徴収事務においては、負担の公平性の観点からも、滞納者に対し、法に基づいた適切な対応を講じる必要がありますが、差押えなどの滞納処分に限らず、把握した生活実態に応じ、緩和措置を含めた総合的な対応を適切に実施することは、徴収する上で重要な役割であると認識しております。</p> <p>長崎市においては、ほとんどの方から期限内に納付いただいていることとあわせて、国民健康保険税を含めた5債権（市税・国民健康保険税・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の徴収一元化により、徴収対策の強化を行うことで、徴収率は年々上昇しております。</p> <p>また、未納の方からは、必ず納税相談をいただき、生活実態を確認したうえで、分割納付などの緩和措置の対応を検討する仕組みとなっております。</p> <p>さらに、収入が未申告の世帯は、国民健康保険税の減額制度が受けられないため、国民健康保険課と連携し、申告漏れの防止に向けた助言なども行っています。</p> <p>また、滞納の原因として、様々な生活上の困りごとを把握した際には、本人からの同意のもと、長崎市生活相談支援センター等の相談機関へ情報提供を行い、滞納原因の解決に向けた支援につなげており、この取組みは、徴収一元化の債権に限らず、全庁において実施しているところです。</p> <p>なお、これまで短期被保険者証の交付により滞納者との納税相談の機会を確保してまいりましたが、令和6年12月の短期被保険者証廃止以降につきましても、納税の勧奨通知を送付することで、納税相談の機会の確保と滞納者の生活実態の把握に努めることとしており、また、滞納を発生させない環境を整備するため国民健康保険税の口座振替の原則化を図ることとしています。</p> <p>今後とも、徴収対策の強化とあわせ、生活実態を踏まえた対応をきめ細やかに行い、市民の生活実態に即した適正かつ公平・公正な滞納整理を進めることで、市民生活の安定を図るとともに、安定的な自主財源の確保と健全な財政運営に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	市民健康部	国民健康保険課
事 項 6. 国民健康保険制度の改善のために (4) 未就学児のみならず、18歳までの子どもの均等割負担をなくすこと。			
回 答 国民健康保険税の算定方式は、地方税法において、所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額で配分する方式が定められており、そのすべての方式において被保険者均等割額を配分することとされています。 この均等割額は、年齢にかかわらず被保険者一人ひとりに均等に賦課されることから、子どもの数が多くなるほど保険税額が増加するため、子育て世帯の負担はそれだけ大きいものとなります。 そのため、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年度から国が、国策として公費を投入し、未就学児を対象に均等割額を最大5割軽減する制度が始まりました。 未就学児のみならず、18歳までの子どもの均等割負担をなくすためには長崎市独自の減免規定を設ける必要がありますが、子どもであるという年齢要件のみで一律に減免することは、国民健康保険制度が被保険者に一定の費用負担（応益負担）を求めるという法の趣旨を踏まえると好ましくないとの国の見解が示されています。 また、長崎市において、軽減を今以上に拡大する場合、国・県の更なる財政支援が受けられないため収入不足となりますので、その財源を一般会計からの繰入れにより賄うか、もしくは、税率改定による国民健康保険税の増額により賄うかのいずれかの方法によらなければなりません。 一般会計からの法定外繰入れを行うことは、結果的にその負担を国民健康保険の被保険者以外の市民の皆様に強いることになるため、税負担の公平性から原則行うべきではないと考えます。 また、国保の県単位化に伴う県内統一化の観点、併せて現状の厳しい長崎市の国保財政の運営状況を考えますと、国の規準を超えた独自の拡充策の実施については、現時点では困難です。 しかしながら、地方創生の実現のためには少子化対策が重要であることは言うまでもありませんので、全国市長会の「令和7年度国の施策及び予算に関する提言」において、子どもに係る均等割額を軽減する支援制度については必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充するよう国に対して要請し、中核市市長会においても同様の要請を行っています。今後もあらゆる場面を通じて、制度拡充を求めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	学校教育課 教育研究所
<p>事 項</p> <p>7. どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を (1) 不登校支援について 学校内にこどもの居場所を作ること。校内教育支援センターの増設や教育支援センター（学びの支援センター「ひかり教室」）の人員体制の強化、スクールカウンセラーなど専門職の配置拡大と配置時間数の確保に取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>不登校児童生徒が通う長崎市学びの支援センター「ひかり」（以下「ひかり教室」という）では、通級生の支援の充実を図るため令和5年度から指導員を1名増員し、2名体制としました。また、通級生は、指導員以外にも、学校相談員3名、加えて大学生ボランティアの補助指導員の支援のもと、日々の学習支援のほか、カードゲームやボードゲーム等を用いた交流や、体育施設での運動、子ども同士での話し合い活動などの協働活動を通して、自立に向けたエネルギーや集団生活に適應する力を蓄える機会としています。</p> <p>また、野外体験活動や、美術館や図書館での文化体験活動も実施しており、生活経験を広げるとともに、社会生活に参加しようとする意欲を高めています。</p> <p>さらに、小集団に入ることができない児童生徒に対しては、学校相談員が個別に対応するなど、幅広い支援の充実を図っているところです。</p> <p>このような取組みにより、ひかり教室でエネルギーを高めた通級生の7割を超える児童生徒が、完全または部分登校ができるようになっていきます。</p> <p>令和5年度からは、学校には登校できるが教室には入れないいわゆる別室登校の児童生徒を支援するため、市立小・中学校8校（10月から12校）に校内別室支援員を配置しました。令和6年度はさらに大きく拡充し、ニーズのあるすべての市立小・中学校に配置することとしました。11月30日現在、54校の小・中学校に106名の校内別室支援員を配置しています。</p> <p>校内別室支援員は、別室での学習支援や朝から登校をしづる児童生徒の自宅へ迎えに行くなど幅広い支援を行っています。</p> <p>また、校内別室支援員配置校と「ひかり教室」をオンラインでつなぐことで、活動の様子を共有したり、情報交換を行ったりしています。</p> <p>今後とも、ニーズのある学校への校内別室支援員の配置を引き続き行うとともに、子どもの居場所の確保や不登校児童生徒の多様な学びの場の確保や、ひかり教室を拠点としたアウトリーチ型の支援について、検討していきたいと考えています。</p> <p>スクールカウンセラーについては、長崎県の配置事業により配置されていますが、令和5年度からは中学校を拠点校、校区内の小学校をエリア校とする全校配置方式となり、配置率100%が実現しました。また、緊急な対応を要する際には、長崎県スクールカウンセラー派遣事業とともに長崎市独自の予算でスクールカウンセラーを派遣することも行っ</p>			

ています。

スクールカウンセラーの全校配置は実現したものの、配置時間について学校によっては継続的なカウンセリングが困難な状況もみられることから、配置時間数を増やすよう県に要望しているところです。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	総務課
<p>事 項</p> <p>7. どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を (2) 就学援助制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定基準額を生活保護基準の 1.3 倍に戻すこと。 ② クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代を補助対象品目とすること。 			
<p>回 答</p> <p>①</p> <p>就学援助制度は、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施を図るため、就学に必要な援助を行うものであり、対象は生活保護法に規定する「要保護者」と、これに準ずる程度に困窮している「準要保護者」の世帯です。</p> <p>長崎市では、準要保護者の認定基準について、平成 25 年 4 月時点の生活保護基準の 1.2 倍をベースに設定した基準額を継続して使用していましたが、平成 25 年と平成 30 年の 2 回にわたって生活保護基準が引き下げられた際は、就学援助の基準を据え置いた結果、生活保護の 1.3 倍を超える高い認定基準額となっていました。</p> <p>その後、令和 2 年度に生活保護基準の引き下げが実施された際、就学援助の認定基準額の見直しを行い、生活保護基準額の 1.2 倍としておりますが、同時にベースとなる所得額の算定方法も見直すことにより、これまで認定されていた方が認定されないということがないように調整を図ったところです。</p> <p>見直し後の認定基準額において、認定者数や認定率は見直し前と比べて概ね同等の水準となっていることから、現時点で認定基準額を 1.3 倍に見直すことは考えておりません。</p> <p>②</p> <p>教育費の予算は、安全・安心な教育環境の改善、教育 ICT の推進、教育活動の充実など、必要とする経費が多岐にわたる中で、優先順位を設け、効果的に着手する必要があります。</p> <p>就学援助費につきましても、新入学用品費や学習用品費、修学旅行費など、優先される費目については、給付費を増額してきております。ご要望にある 4 品目を補助対象とすることは、追加に伴い多額の財源が必要となることなどから、慎重に対応すべきものと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	学校施設課 健康教育課
<p>事 項</p> <p>7. どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を (3) 学校トイレに関して、洋式トイレの設置をいっそう促進させ、生理用品をトイレに常備すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、学校を新築・改築する際には、基本的に洋式便器を設置することとされていますが、人が座った後に座ることに抵抗があるとの声もあることから、和式便器を1基は設置しています。</p> <p>既存校については、日常的に使うトイレにおける洋式便器数の割合を小学校は80%、中学校は50%とすることを目標に、対象校80校について、平成28年度から令和元年度において学校トイレ洋式化推進事業を行い、改修を完了していますが、学校によっては団地造成等により児童生徒数が増加する学校もあることから、洋式便器が少ないことで特に困りの学校がある場合は状況を確認のうえ、適宜、洋式便器への改修を行っています。</p> <p>しかしながら、前回の洋式化推進事業から一定期間経過し、社会全体のトイレの洋式化の状況もかなり変化しているものと推察されるため、県内の学校の状況や文部科学省の動きを踏まえ、令和5年12月に市内小中学校のうち東西南北の各地区から学校規模別に8校を選定し、在籍する児童生徒及び学校職員を対象としたトイレ利用実態調査を実施しました。</p> <p>今後、調査結果を基に目標値を見直し、改築や長寿命化計画に基づく大規模改造など全体事業の中で優先順位付けしたうえで、順次洋式化を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、長崎市の学校における生理用品についての取扱いは、令和3年7月から生理用品を必要とする児童生徒が保健室に訪れた場合に提供することとしています。</p> <p>この取扱いを行うことで、保健室で生理用品を渡す際に、必要に応じて児童生徒の相談を受けながら、経済的な理由で生理用品を購入できない児童生徒などの実態把握が可能になると考えています。また、相談内容によっては関係機関につなぐなどの対応を行うこととしています。</p> <p>学校のトイレに生理用品を常備した場合は、衛生面での心配や児童生徒の実態把握が困難で、根本的な解決につながらないといった問題が考えられることから、今後も、現在の取扱いを継続していきます。</p> <p>今後も引き続き、市立小中高校においては、児童生徒がいつでも気兼ねなく相談できる学校及び保健室運営、環境づくり等に努め、安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	学校教育課
事 項 7. どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を (4) 文部科学省が実施する、小中学生の全国一斉学力テストに参加しないこと。			
回 答 「全国学力・学習状況調査」は、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、平成 19 年度より実施しています。 令和 6 年度の学力調査は、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学を、(対象者なしの学校を除き)小学校 67 校と中学校 37 校の合計 104 校を対象とした悉皆調査として実施し、その結果を各学校で学力向上対策に役立てています。また、学力調査と並行して実施される学習状況調査からも、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等についての様々な情報を得ることができ、それらを学習状況の改善に活かしています。 長崎市でも、毎年得られる調査結果を分析し、本調査を検証軸とした課題改善の取組みに活用しています。 令和 7 年度は、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学・理科の悉皆調査が実施される予定ですが、長崎市としては、これまで同様、本調査に参加し、児童生徒の学力向上に活かしていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	学校給食センター整備室 健康教育課
事 項 7. どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を (5) 学校給食の調理業務は、自校方式で充実させること。			
回 答 学校給食については、調理器具の設置の有無により献立内容に学校間の違いがあること、食物アレルギーへの対応として現行の給食室に専用室を設けることが困難であることのほか、給食施設・設備の老朽化などの課題があります。 これらの課題を解決するためには、施設面積を拡張して改修する必要がありますが、現在の給食施設の多くは十分な敷地がないなどの理由で物理的に改修することができない状況です。 そのため、既存の学校給食施設を市内3か所の学校給食センターに集約化することとしており、令和4年1月に1か所目の給食センターとして、豊洋台の教育施設用地に8,000食規模の長崎市北部学校給食センターを供用開始しております。 さらに、2か所目、3か所目の学校給食センターについては、12,000食規模の（仮称）長崎市中部学校給食センターを川平小学校跡地に、4,000食規模の（仮称）長崎市南部学校給食センターを香焼本村埋立地に、それぞれ建設することとしており、令和8年9月の供用開始を目指して整備を進めています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	教育委員会	学校施設課 健康教育課
事 項 7. どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を (6) 小中学校の体育館、特別教室、並びに給食調理室に計画的に空調設備を導入すること。			
回 答 市立小中学校の空調設備については、令和4年度までに、子どもたちが特に多くの時間を過ごす全ての普通教室と、夏場に普通教室を利用しての代替授業が困難となる一部の特別教室に導入しています。 体育館については、導入していませんが、夏場に体育館を利用する際は、大型のサーキュレーターを活用することとしており、児童生徒への夏場の体育の指導、あるいは部活動での指導に関しては、熱中症計を利用し、児童生徒の体調管理に努め、必要に応じて水分補給を促したり、気象条件や児童生徒の体調などに不安がある場合は、活動内容の変更や活動を中止したりするなどの対応を行っているところです。 給食室については、令和8年9月から大半の学校が給食センターの配送校となることから、その対象校については導入対象外と考えておりますが、自校調理を継続する学校については、検討が必要と考えています。 いずれにおいても、近年の気温上昇に伴う熱中症リスクが高まっている状況から、その必要性は認識しているところですが、導入費用や維持管理費用、更新の際の費用が多額に上ることから、これらが大きな課題となっています。 中期財政見通しが厳しい状況にある中、財源の確保が前提となりますが、子どもたちの教育環境や学校で働く職員の職場環境の改善といった観点から、関係部局とも連携し、検討していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	建築部 経済産業部	住宅政策室 商業振興課
事 項 8. 不況打開、中小企業・商工業の振興を (1) 住宅リフォーム助成制度の予算拡大を図り、継続事業として取り扱うこと。助成の対象を商店街等の店舗にも広げること。			
回 答 民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図る「ながさき住みよ家リフォーム補助金」及び浴室や便所のバリアフリー化など住宅性能の向上を図る「住宅性能向上リフォーム補助金」は、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的として、毎年度助成を継続しています。 令和6年度のリフォーム補助金については、1,081件の申請がありました。 なお、これらリフォーム補助金は制度の浸透も相まって、今年度の1期及び2期では早期に予算枠に達したことから、3期から抽選制を導入し、できる限り公平感を持っていただけの仕組みに変更しました。 令和7年度においては「ながさき住みよ家リフォーム補助金」「住宅性能向上リフォーム補助金」の上限額を見直し、より広く市民の皆様に利用いただけるよう、「住宅性能向上リフォーム補助金」の予定件数を増やしたいと考えています。 また、商店街等の店舗については、市内に新たなまちの基盤が整備される中、交流人口の拡大を捉え、来訪者に周遊を促し、消費拡大につなげるため、市内商店街等の空き店舗を利用して事業者が行う出店事業や、商店街等が行う空き店舗対策事業、また、商店街等における既存店舗の集客力向上を目的として行う販売スペースの改修等に対して支援を行っており、今後も必要な支援に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	経済産業部	産業雇用政策課
事 項 8. 不況打開、中小企業・商工業の振興を (2) 中小企業振興条例をつくり、中小零細企業の振興に力を尽くすこと			
回 答 <p>「中小企業振興条例」等については、中小企業の振興に関する基本理念や施策の方向性を定めるものであり、「中小企業基本法」及び「小規模企業振興基本法」の趣旨を踏まえ、全国の都道府県及び一部の基礎自治体で制定されています。</p> <p>長崎市では、このような条例の制定について、学識経験者や経営者で組織する団体の代表者、労働関係団体の代表者等から構成される「長崎市経済活性化審議会」において令和4年度に議論した経過があります。</p> <p>同審議会の議論では、「国において中小企業等への手厚い支援を明確に法令で謳っていることなどから中小企業等への支援の重要性については共有されているため、あえて条例を作る必要はない」との意見や、「どのようなことを実現させるために条例を制定するのが重要である」などの意見が出されたところです。</p> <p>条例の制定を求める団体や、必要性に疑問を呈する団体など、経済関係団体の間にも様々な意見があることから、現時点において条例の制定については考えていませんが、今後とも中小企業の皆様と接する様々な場所や機会を活用し、関係者のご意見をお聞きしながら、中小企業の振興に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	上下水道局	料金サービス課 経理課
事 項 9. 上下水道の整備・拡充のために (1) 市民の負担を軽くするために、上下水道料金を引き下げること。			
回 答 長崎市は山に囲まれ、住宅が斜面地に広がるという地形的な特殊性により、水道の供給、汚水の処理のために他都市に比べて多くの施設を必要としており、それらの施設の建設や維持管理等に必要な費用が料金に反映されているため、他都市と比べ料金水準が高くなっています。 上下水道事業は、市民の安心・安全な生活を守るため健全な事業経営を維持していく必要がありますが、特に水道事業については、人口減少等により料金収入が減少していく一方、老朽化した施設の更新費用は年々増大し、加えて、近年の大規模地震を契機とした施設の耐震化にかかる費用も必要となるなど、事業の経営環境は非常に厳しさを増しています。 今年度作成した向こう10年間の投資・財政計画においては、今後、数年のうちに単年度収支は赤字になり、いずれは施設の更新や維持管理の財源となる内部留保資金を使い切り、安定した水道の供給や被災時における迅速な施設の復旧に深刻な影響が生じる恐れがでてまいりました。 今後も、収支のバランスを維持するため、さらなる経営改善に努めてまいりますが、それでも収支の改善が見通せないとなった場合には、水道料金の改定の検討に着手せざるを得ないと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	上下水道局	下水道建設課
事 項 9. 上下水道の整備・拡充のために (2) ウォーターPPPなどの民間委託の推進に頼らず、直営で運営すること。			
回 答 令和5年6月、国の「PPP/PFI推進アクションプラン」が改定され、令和9年度以降はウォーターPPP導入を污水管改築に係る交付金の採択要件にする方針が示されました。 今後、下水道事業を取り巻く環境は、人口減少等による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増大など、ますます厳しくなることから、污水管の改築を交付金対象にすることは財源確保の観点から必須であり、健全な事業運営と放流水域の環境保全にもつながるものと考えています。 そこで長崎市は、令和6年6月、国土交通省が実施する「下水道分野におけるウォーターPPP等の案件形成に向けた方策検討」のモデル都市として選定を受け、現在、事前検討を行っており、その結果を踏まえて、令和7年度以降は長崎市独自の検討に着手することとしています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	環境部	ゼロカーボンシティ推進室
事 項 10. 気候危機打開、ごみ・産業廃棄物・環境保全のために (1) 省エネ支援を強めるとともに、再エネの普及目標達成に全力を上げること。			
回 答 省エネルギー化への支援については、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画において、日常生活や事業活動の脱炭素化への転換を掲げており、令和6年度においては、住宅における省エネ改修への支援を行う住宅性能向上リフォーム補助金や国の財源を活用した省エネ家電等買換え補助金（第2弾）を実施してきたところですが、更に、国の令和6年度1次補正予算を活用して省エネ家電等買換え補助金（第3弾）を令和7年2月中旬から実施予定としており、家庭等における省エネルギー化の推進及び環境意識の向上を図っております。 次に、再エネの普及に関しては、2030(令和12)年までに市域における再エネ率を20%以上にすることを目標に掲げ、市民・中小企業者への太陽光発電設備の導入支援を実施しております。 また、東西工場の廃棄物発電電力及び三京メガソーラーの太陽光発電電力を(株)ながさきサステナエナジーにより公共施設へ供給することで、市域における再生可能エネルギーの普及及び公共施設の電気料金の節減につなげております。 なお、令和6年度から10年度までの5年間を事業期間とする脱炭素先行地域づくり事業においては、国の交付金を活用し対象エリア内の民間事業者や住民向けのLED化や空調設備改修、断熱改修などの支援を実施するとともに、株式会社ながさきサステナエナジーが設置する太陽光発電設備の導入などにより、脱炭素先行地域対象エリアに電力を供給し、対象地域の再エネ化も同時に図ることとしております。 今後とも、国の交付金等の財源を十分に活用しながら事業を着実に進め、市域における省エネルギー化への支援及び目標達成に向けた再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	環境部 建築部	ゼロカーボンシティ推進室 建築課
事 項 10. 気候危機打開、ごみ・産業廃棄物・環境保全のために (2) 公共施設や学校の断熱化を計画的に進め、省エネを促進すること。			
回 答 長崎市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、長崎市地球温暖化対策実行計画【市役所編(事務事業編)】において、公共施設における省エネ機器などの導入促進やZEB化を推進し、温室効果ガスの排出量削減を図ることとしています。 具体的には、この削減戦略をリードする野心的数値目標として掲げる、市有施設の100% LED化及び市有施設の65%への太陽光設備の導入を2030年までに実現するため、現在手法等の検討を行っており、また、公共施設のZEB化に関しては、今後新築予定の建築物を2030年までに平均でZEB Ready（エネルギー消費量を省エネ基準の50%以下まで削減）相当とすること、既存建築物においては、ZEB化等に該当する省エネ性能を積極的に満たすことを方針として掲げ、断熱化を含め、脱炭素化に向けた取組みを推進していくこととしております。 次に、公共施設や学校における省エネルギー対策としては、照明やOA機器、プラント設備機器など電気を使用する設備及び空調や給湯などの熱源設備の省エネルギー対策を主なものとしており、施設規模や利用形態、費用対効果などを勘案しつつ、高効率な設備への更新や新規導入を推進していくこととしています。 また、その他環境に配慮した新しい技術の導入についても積極的に検討していきたいと考えており、特に、公共施設の新築、改修時には、エネルギー使用量やCO2排出量を十分に把握しながら省エネルギー化に努め、その促進を図っていくこととしております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	環境部	廃棄物対策課
事 項 10. 気候危機打開、ごみ・産業廃棄物・環境保全のために (3) 三方山流域から環境基準値を超える総水銀や硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が検出されてきたが、原因を究明し汚染物質を除去すること。			
回 答 三方山流域の水質については、毎年、年間を通した検査を実施しており、その結果は、市政資料コーナーやホームページなどで周知しています。 「総水銀」については、三方山処分場内の水処理施設（パイロットプラント）の原水において、環境基準に適合する状況となっております。 今後とも、水処理施設や周辺河川水の水質検査結果については、その推移を注意深く観察していきたいと考えています。 また、「硝酸性窒素」や「亜硝酸性窒素」については、三方山処分場直下の採水地点において、河川水や地下水から環境基準値を超える値が観測されており、埋立物の影響もあるのではないかと考えています。 その状況の改善については、三方山処分場の経営主体である事業者において、低減措置がなされている状況です。 いずれにしても、平成 20 年 3 月に原告及び被告で合意した三方山訴訟における和解条項に基づき三方山水源環境保全委員会が同年 5 月に設置され、その中で、本処分場及び周辺の環境保全や良好な水道水源の維持を図るため、水質検査結果を監視し、必要に応じて対策を検討することとしていますので、その状況を見守りたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>11. 合併した旧町の地域振興を図るために (1) 各地域センターの職務権限で、自主的に使用できる財源を確保すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地域センターは、地域に最も近い市役所の最前線としての役割を担っており、地域から相談や要望を受けたときは、その状況確認を行い、総合事務所と連携して、身近な場所で課題解決を図っていくこととしています。</p> <p>地域センターごとの予算権限の付与や、予算を執行する職員の配置は、組織及び予算配分の効率化の観点から困難であるため、予算の確保は各総合事務所で行うこととし、広く地域全体を見渡す視点を持って、市民サービスのバランスなどを考慮したうえで対応できるようにしています。</p> <p>今後とも、地域センターと総合事務所の連携を密にしながら、地域の課題に迅速に対応していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	上下水道局	事業管理課
<p>事 項</p> <p>11. 合併した旧町の地域振興を図るために (2) 落矢ダム水源の小ヶ倉ダムへの送水事業の早期完成をめざすこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>落矢ダムから小ヶ倉浄水場までの導水施設については、平成 21 年度から小ヶ倉浄水場へ送水している鹿尾ダムのポンプ施設までの導水管の布設工事に着手し、鹿尾川沿いの市道部分も含め、約 2 km の導水管の整備が完了しております。</p> <p>残る未整備区間については、鹿尾川沿いの市道部分が、一部河川の管理区域を重複していることから河川管理者との協議を進めておりますが、河川管理区域への導水管の占用について許可が得られていない状況となっております。</p> <p>しかしながら、落矢ダムという水源の重要性を鑑み、今後も河川管理者との協議を継続していくとともに、河川管理区域への導水管布設を伴わない別の手法についても検討を進めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	水産農林部	水産農林政策課
事 項 11. 合併した旧町の地域振興を図るために (3) 飛島磯釣り公園は、今後とも存続させること。			
回 答 飛島磯釣り公園は、長崎市内唯一の釣り公園で、地域振興及び活性化を目的に平成9年に整備し、旧高島町から合併後の長崎市が引き継いだ施設です。 建設から約27年を経過しており、施設の釣り台は、海に向かって橋脚を伸ばすように整備していることから、日々の塩害をはじめ、突発的な台風による損傷が多発するなかで、塩害については、部分剥離した歩道舗装や、腐食した手すり、釣り台床を、毎年優先順位をつけて適宜修繕を行うとともに、台風被害については、災害復旧工事を行い、施設の安全を確保しています。 一方で、この施設は、公共施設の適正配置基準において、今後の利用状況を踏まえ、用途廃止を含め令和6年度までに検討するとしていたところですが、高島地区では、令和5年度以降、長崎大学によるブルーエコノミーの展開や地域振興団体によるシュノーケリング等による修学旅行の誘致など新たな地域活性化が始動してきています。 こうした新たな動きを踏まえ、飛島磯釣り公園のあり方について検討を行った結果、今後、新たなニーズの創出や開拓が期待されることから存続させることとする一方で、施設の集約の観点及び維持管理にかかる経費節減の観点から、北側釣り台については、用途廃止することとしました。 このことから、飛島磯釣り公園につきましては、今後も引き続き、市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場として、ご利用いただけることとなります。今後は、利用者の安全を確保するため、全体的な損傷劣化の状況把握の調査を行った上で、長寿命化を念頭においた重防食塗装などの大規模な工事を行いたいと考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	南総合事務所	地域整備課
事 項 11. 合併した旧町の地域振興を図るために (4) 南部合併地区の総合公園をよりスポーツ環境に特化できるよう利用状況を把握し棲み分けを行い、充実を図ること。香焼総合公園グラウンドを人工芝にすること。			
回 答 南総合事務所管内には、球技ができるグラウンドを備えた総合的な公園として、えがわ運動公園、香焼総合公園、元宮公園があります。 3か所の公園とも、野球、ソフトボール、サッカーなどができる設備が備えられており、利用状況としては、令和5年度において、えがわ運動公園がサッカー62%、香焼運動公園が軟式野球とソフトボールを合わせて76%、元宮公園が硬式・軟式野球とソフトボールを合わせて93%となっており、利用者の中で自然と棲み分けができており、設備等については一定整っているものと考えております。 また、香焼総合公園グラウンドの人工芝の整備につきましては、特定の球技の利用となることで他の球技の利用が困難になること、初期整備費として概算で約4億円程度かかるとともに、整備後の維持補修や管理運営費などの経費が多額となるため、その費用対効果の面からも整備は困難と考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	建築部	建築総務課 住宅政策室
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (1) 市営住宅に関して ① 市営住宅に単身者や高齢者、障害者が入居できる部屋を増やし、家賃を軽減すること。国土交通省の標準条例案にそくして、高齢でない単身世帯や市税滞納世帯の申し込みを認めること。 ② 香焼町の老朽化した深浦団地の改築計画を、早急に検討すること。車椅子専用住宅であるS棟を存続し、再整備を早急に行うこと。			
回 答 ① 市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者への住宅供給を目的としており、その入居要件においては、長崎市営住宅条例により高齢者、障害者等に対しては、特定目的による入居枠を設け、一定数の募集戸数を確保しているものです。 家賃の軽減措置につきましては、現在も所得状況に応じた家賃算定及び軽減措置を実施しているところであり、新たに特定の入居者を対象とした減免措置を行うことは困難であると考えております。 次に、入居申込要件として、高齢でない単身世帯の入居申込につきましては、現在においても、高齢者以外として障害をお持ちの方や生活保護受給者並びに30歳未満の新規就労者及び移住してこられた方につきましても申込可能としています。また、市税滞納世帯の申込につきましては、納税世帯との公平性の観点や家賃等収入の確保という観点から、困難であると考えております。 ② 市営住宅の建替えや改修等は建設年度、建物の安全性などを総合的に勘案して対応しているところです。市営深浦団地は建替対象団地に位置付けているものの、建替対象団地の中では比較的新しい住宅であることなどから、現在のところ、具体的なスケジュール等を明示することはできませんが、今後とも適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。 深浦団地には、木造長屋建ての車椅子専用住宅2戸があり、その内入居いただいている住戸につきましては、適切に維持管理を行っているものの、空室となっている残りの1戸については法定耐用年数の超過による老朽化に伴い、損傷等が著しいことから現在のところ入居の募集は行っておりません。 車椅子専用住宅の再整備につきましては、建替え事業などの団地の再生計画の際に、供給戸数も含めて検討する必要があるため、現状において、長期間の入居を可能とするような、既存の車椅子住宅の大規模改修等については、困難であると考えております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	消防局	警防課
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (2) 耐震性防火水槽を必要な場所に計画的に設置するとともに、消防水利未整備地域を早急になくすこと。			
回 答 本市の耐震性防火水槽の設置状況については、防火水槽設置数 1,515 基のうち、507 基が耐震性を有しており、その他の防火水槽につきましても、平成 28 年 4 月の熊本地震の際に長崎市は震度 4 と大きな揺れが発生しましたが、調査の結果、全ての防火水槽に破損等はなく十分に耐震性を有しているものと確認したところです。 今後につきましても、地域要望や道路建設に併せ計画的に設置するとともに、既存の防火水槽についても耐震性を有したものに更新することとしております。 また、本市の消防水利の状況については、令和 6 年 4 月 1 日現在、防火水槽 1,515 基、消火栓 4,127 栓を整備し、その他の水利（プール、池等）146 ヲ所を指定しており、概ね充足している状況ですが、水道管が敷設されていないなど消防水利の整備が困難である一部の地域の対策として、簡易水槽の設置や消火活動に活用できる河川の調査を行い消防水利の充実を図っております。 今後とも関係機関との連携を図りながら、消防水利未整備地域の解消に努めてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	市民健康部	感染症対策室
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (3) 長崎大学がすすめるBSL-4施設は、地域住民の合意が得られるまで稼働しないこと。			
回 答 長崎大学の高度感染症研究センター実験棟いわゆるBSL-4施設につきましては、長崎大学が令和6年6月に特定一種病原体等所持施設として法令基準に適合することを説明する書類を厚生労働省に送付しましたところ、令和7年1月24日に特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣から指定されました。 今後、施設の中に特定一種病原体を搬入するためには、別途厚生労働大臣による指定等の手続きが必要となり、指定等がなされずと搬入が行われ、そこで始めて特定一種病原体を取り扱うこととなります。 このように、BSL-4施設での特定一種病原の研究実験開始までにはまだ国による厳しい制限がかかっています。 長崎大学では、近隣の自治会長や地域住民、学識経験者などを委員とする地域連絡協議会を設置し、BSL-4施設の運用にあたり、運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資するよう議論を続けているところです。 長崎市としましては、BSL-4施設の稼働にあたっては、長崎大学が引き続き地域住民の声に謙虚に耳を傾けながら、地域と共生するという真摯な姿勢で、住民の理解を得るために丁寧な説明を続けながら取り組むことが重要で、稼働後もその姿勢を続けることが必要であると考えますので、長崎大学に対して、継続的な取組みを求めています。 また、長崎大学と国には、平成28年11月に確認した3つの項目である「世界最高水準の安全性の実現」、「地域との信頼関係の構築」及び「国と連携したチェック体制の構築」の取組みに対し、引き続き最大限の努力を求めるとともに、市民の生命や健康を守ることが重要であることから、地元自治体として長崎大学の取組みを支援していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (4) 市営かきどまり総合運動公園の野球場にナイター設備を設置すること</p>			
<p>回 答</p> <p>ベネックス総合運動公園（長崎市総合運動公園）のSUNボールパークかきどまり（かきどまり野球場）は、両翼100mのグラウンドやスコアボード、8千人収容のスタンドなどを有する施設として、平成10年4月1日に供用開始しています。</p> <p>野球場へのナイター設備の設置については、建設当時ナイター設備を有した県営野球場が整備されていたことや、事業費の問題などから、設置に至っていない状況です。</p> <p>設置には多額の事業費を要することから、設置を検討する場合には、国の補助制度の活用が必要不可欠ですので、国や県に確認したところ、採択要件を満たす補助制度はなく、令和3年度に実施した他都市調査においても、有効な財源や整備手法は見出すことができず、その後に新たな補助制度の創設もあっていない状況です。</p> <p>令和6年度の利用状況は、市内で夜間に野球ができる運動場の稼働率が平均で約20%、県営野球場の夜間の稼働率は約17%となっています。</p> <p>このような状況から、野球の利用環境の充実については、県営野球場など他の施設の活用も含め判断する必要があると考えています。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	中央総合事務所	地域整備 1・2 課
<p>事 項</p> <p>12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (5) 市道や公園等の除草は、年一回でなく適宜実施すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>市道や公園等の除草については、限られた予算の範囲の中で、場所を選定し、基本的に毎年7月から10月にかけて、年一回の頻度で実施していますが、地域住民等のご協力により適宜除草していただいている市道脇や公園も多くあります。</p> <p>また、通学路や歩行者の通行が多い区間など、必要に応じて、直営により年数回の除草を行っております。</p> <p>今後も地域住民のご協力を得ながら、可能な限り実施していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p>事 項</p> <p>12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (6) 住民の声を聞き、減便された路線の復活を事業者へ求め、乗換をなくすこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市内の路線バスは、利用者の減少や運転手不足などにより、始発便の繰り下げや、最終便の繰り上げなどの減便が行われるとともに、既存路線の効率化を行う中で、路線維持を図るために、一部の地区では乗継ぎを前提とした「ハブアンドスポーク型運行」への再編が実施されています。</p> <p>バス事業者からは、現状の運転手で路線を維持するためにはやむを得ないとの説明を受けていますが、長崎市としても、市民の利便性確保に向けて、まずは減便の要因となった運転手不足が解消できるよう、事業者が行う運転手確保の取組みや広報活動などにも引き続き連携して取り組みたいと考えています。</p> <p>また、バスの乗継ぎによる負担に対しましては、これまでもロケーションシステムを活用したスマートバス停の設置など待合環境の改善に取り組んできましたので、引き続き、乗継時間の短縮など乗継環境の改善に努めたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	財務部	資産経営課
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (7) 公共施設の洋式トイレの数を引き続き増やし、暖房便座への改善を図ること。			
回 答 長崎市の公共施設における洋式トイレ設置数は、令和6年10月1日時点で5,275基、トイレ設置数全体の56.9%で令和5年11月末時点から1.1ポイント増加しています。 また、洋式トイレのうちシャワートイレの設置数は、令和5年度から88基増加の1,100基、洋式トイレのうち20.8%となっており、令和5年度から0.9ポイント増加しています。 暖房便座の施設ごとの設置数と洋式トイレに占める割合は、庁舎に241基で76.8%、市民型利用施設に630基で37.8%、公園等に3基で0.5%、学校等に15基で0.6%、公民館等に76基で29.5%となっています。 今後も所管課において、各施設の状況及び利用者の要望等を踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えています。			

政策要求回答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	土木部	土木企画課
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (8) 市民の要望が高まっているオートキャンプ場を整備すること			
回 答 長崎市には、オートキャンプが楽しめる施設としては、琴海赤水公園とながさき県民の森があります。 また、近年のキャンプ需要の高まりを受け、令和5年5月からあぐりの丘の敷地内で、指定管理者の自主事業により新たなオートキャンプ場の運営が行われているところです。 今後も、民間活力の導入も視野に入れながら、自然の中で楽しめる「憩える空間」の創出に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	建築部	建築指導課
<p>事 項</p> <p>12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (9) 空き屋・宅地がけ対策について、適用要件を緩和し、予算を拡充すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>本市の空き家対策につきましては、長崎市空家等対策計画に基づき、危険な空き家の除却や改修、まだ活用できる空き家の流通などを中心に取り組んでおります。</p> <p>このような中、国においては、今後も空き家の増加が見込まれることから、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を改正し、活用拡大や管理の確保、特定空家等の除却等を強化するとともに、所有者不明土地問題や空き家問題に対応するため、これまで任意であった相続登記を、令和6年4月1日より義務化しています。</p> <p>これに伴い、長崎市では、令和5年度には法務局、司法書士会などと連携して、「相続登記と空き家対策に関する講演会・相談会」を、令和6年度は、「空き家対策と相続登記等に関する説明会・相談会」を開催し、多くの市民の方にご参加いただきました。</p> <p>また、令和6年度から、これまでの出前講座に加え、地域包括支援センター単位での講座も開催しています。</p> <p>これらの説明会や講座におきまして、現在お住まいの家の終活を考えていただくとともに、危険な空き家の除却工事費の一部を助成する「特定空家等除却費補助金」などの支援制度についても周知しています。なお、この補助金につきましては、令和3年度から補助要件を緩和し、令和6年度は、老朽危険空き家の固定資産税の住宅用地特例解除に伴い、補助件数を増やしています。</p> <p>次に、宅地のがけ災害対策費補助金制度につきましては、個人が所有する宅地等の崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、その対策工事に要する費用の一部を助成しています。</p> <p>さらに、令和2年度には、崩壊のおそれがあるがけの防災工事及びがけの所有者と生計を一にする者以外が所有する建築物への被害等についても補助対象に追加するとともに、予算の拡充を図っており、必要に応じて補正予算により対応しているところです。</p> <p>これらの補助制度は、安心して住めるまちづくりに繋がるものと考えておりますので、今後も必要に応じた制度の見直しや、予算の確保に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	—	防災危機管理室
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (10) 指定避難所に関して 自助を強調するのではなく、避難所開設・運営マニュアルや「長崎県災害時の物資備蓄等に関する基本方針」を踏まえた備蓄計画を随時見直しをはかり、非常用電源を装備すること。			
回 答 災害時の備蓄については、「長崎県災害時の物資備蓄等に関する基本方針」において、人口の5%の3日分を備蓄目標数とし、備蓄形態の特性を踏まえ、品目ごとに現物備蓄及び流通備蓄を組み合わせるより適した備蓄方法により行うこととされています。 長崎市では、地域防災計画において、市民自らが災害に備えて備蓄を行うことを基本としており、市民による備蓄を補完するため、備蓄品目ごとに現物備蓄と流通備蓄を組み合わせ、発災当初において生命維持や生活に最低限必要な物資を現物備蓄で対応し、現物備蓄で対応できない場合は物資供給事業者等との災害協力協定に基づき流通備蓄で対応することとしており、過去の被災状況を踏まえ、長崎大水害の避難者数の3,000人に災害対応職員数の600人を加算した3,600人の2日分を現物備蓄として現在保管しております。 その後の対応としては、災害協定を締結している他自治体との連携や、九州市長会における災害時相互支援プランによるプッシュ型支援、さらには国の「物資調達・輸送調整等支援システム」による物資支援プログラムなどにより対応することとしています。 そうした中、令和6年元日に発生した能登半島地震では、道路網の寸断により孤立集落が複数発生し、交通アクセスが限られた集落への救援や食料等の物資搬送が困難な状況が発生いたしました。 本市においても、離島や半島地域など同様の地形を有しており、主要道路が寸断された場合、孤立する可能性がある地域が想定されることから、能登半島地震における教訓や県の基本方針を踏まえ、孤立地域の避難所における簡易ベッド、パーテーション、簡易トイレなどの衛生・保健・医療環境を更に充実させることや備蓄物資の分散保管を実施するなど、災害時に迅速・確実な支援物資の提供が行えるよう備蓄計画の検討を行ってまいります。 また、災害時における停電対策としましては、避難所開設の長期化が想定される拠点避難所においては、非常用発電機を備品として整備するとともに、協定事業者からの提供により電源を確保することとしています。そのほか、全ての公用電気自動車に給電器を整備したと併せ、民間の自動車会社と災害協定の締結により、指定避難所など電力の供給が必要な場所での電源を確保することとしています。 いずれにいたしましても、災害時に安心して避難できる避難所とするためには、必要な物資を迅速に避難所などへ提供することが重要であるため、受入れや配送体制の強化及び自助・共助・公助が連携した避難所運営を推進していきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	土木部	土木企画課
事 項 12. 魅力を高め、安心して住めるまちづくりを (11) 長崎南北幹線道路の整備に伴う運動施設の再配置は、市民が利用できない期間が発生することがないように、また、建替え場所について現在地と変わらない利便性の高い近隣地域とするよう進めること。松山陸上競技場は存続させること。			
回 答 長崎南北幹線道路の整備に伴う松山町の平和公園スポーツ施設再配置については、令和3年に「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」を設置し、競技団体との意見交換を行うとともに、これまで検討委員会での様々な議論を重ねてきました。 令和4年11月市議会では、「長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願」が採択され、幅広い視点から慎重丁寧な調査検討を行うことが求められたところです。 このことから、幅広い関係者の参画のもと、より深く透明性の高い議論を行っていくため、検討委員会の中に、平和公園スポーツ施設（プール・陸上競技場）の再配置に特化した内容を審議する組織として、令和5年7月に平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会を設置したところです。 検討委員会及び再検討部会からは、令和6年6月にスポーツ施設の再配置に関する審議結果が、中間報告として、長崎市に報告されたところです。この報告は、「中部下水処理場跡にプールを配置し、陸上競技場を存続する案」と「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」に意見が絞られたこと、行政にて最終判断して欲しいとの内容でした。 一方、長崎南北幹線道路は、移動時間の短縮にとどまらず、暮らし、救急、防災面など、多くの課題解消につながる極めて重要な道路であり、長崎市は、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心として積極的な要望活動を行ってきております。長崎県において、設計や調査などの準備が進められてきましたが、次のステップとして事業認可という段階に来ております。 長崎南北幹線道路の早期完成のためにも、平和公園スポーツ施設の再配置について、早急に方針を決める必要があるため、長崎市において検討した結果、「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置することが適当である」との判断に至りました。 スポーツ施設の再配置にあたっては、現在地と変わらない利便性の高い場所で機能を確保する方向で進めており、また、工事の際には、利用できない期間が極力生じないよう施工計画を検討してまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	水産農林部 総務部	農林振興課 行政体制整備室
事 項 13. 農林水産業の再生をはかるために (1) 有害鳥獣対策を強化すること。狩猟免許を持つ後継者育成のための助成を行い対策の予算を拡充すること。各総合事務所に有害鳥獣対策室を設置し迅速に対応すること。自治会のワイヤーメッシュ貸与については運搬まで補助を行うこと。			
回 答 有害鳥獣による農作物の被害金額は、令和5年度 約 1,830 万円と年々減少していますが、令和5年度の全体の相談件数は 1,086 件で高止まりの状況にあり、特に生活環境被害の相談件数は、約 810 件で全体の約 75%を占めています。 有害鳥獣対策については、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策を基本に、地元の農業者や自治会等と連携した地域ぐるみの取組みを推進しています。 まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵を令和5年度は約 13km の設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、農作物被害や市街地周辺的生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しており、令和5年度は約 34km の貸出を行っています。 また、自治会の負担軽減を図るため、令和3年度から、ワイヤーメッシュ柵の設置・運搬に係る経費の半額を補助する制度を創設し、令和5年度は 10 件の支援を行っています。 「捕獲対策」については、長崎市有害鳥獣対策協議会及び地域ぐるみの捕獲隊が連携した捕獲に取り組んでおり、令和5年度のイノシシの捕獲頭数は 3,628 頭で、新たに 16 団体の捕獲隊が設立されています。 「棲み分け対策」については、委託している有害鳥獣対策の専門業者がコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいます。 なお、生活環境被害対策では、自治会にご尽力いただいておりますが、ワイヤーメッシュ柵の設置について、会員の高齢化等による更なる負担軽減が課題となっています。 そこで、令和4年度から令和6年度にかけて、市街地への被害が広範囲で発生し、単独の自治会によるワイヤーメッシュ柵の設置が困難な地区において、新設市道を活用した市主体による広域防護柵の設置を進めており、広域防護柵の設置後、設置区間においてイノシシの出没が減少するなどの効果がみられました。 新設市道の活用については、工事の関係で令和6年度をもって一旦終了となりますが、市主体による広域防護柵の設置は効果的な取組みであるため、令和7年度は、市道以外も含めた市有地（公園、市有林等）等において、被害の状況等に応じた有効な箇所や設置の実現性について調査を行い、設置計画を策定することとします。 さらに、令和6年度からは、自治会におけるワイヤーメッシュ柵の維持補修に係る労力を削減するため、メッキ加工を施した錆びにくい柵や従来のサイズよりも小さい柵を購入			

し貸与するとともに、令和7年度からは、貸与柵の配布・積込時における自治会等の負担軽減と業務の効率化を図るため、配布方法等を見直します。

また、後継者育成については、狩猟免許取得のための講習会受講料及び受験手数料の半額を助成する制度の継続や狩猟免許取得者に対する捕獲技術向上のための講習会の実施などにより、新たな捕獲従事者の確保・育成に努めるとともに、捕獲報奨金の増額やICTの活用などにより捕獲従事者の更なる負担軽減に取り組みます。

なお、有害鳥獣に関する現在の相談対応体制としましては、平成27年度から専門業者への委託により「有害鳥獣相談センター」を設置し、被害相談の受付から迅速な現地調査、各種被害対策のコンサルティング及び地域による対策の推進など、一貫して取組む体制を構築しているため、新たな組織を設置する考えはありませんが、今後も、現体制を基本とし、必要に応じて庁内関係部署の更なる連携を図りながら、「防護」「捕獲」「棲み分け」の3対策の実施と地域ぐるみの取組みの充実、及び迅速な対応に努めます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	水産農林部	農林振興課 水産振興課
事 項 13. 農林水産業の再生をはかるために (2) 農林水産業など第一次産業を支援する施策を積極的に行うこと。寒害や赤潮対策などの自然災害には迅速な対応を講じること。			
回 答 農業の振興については、「次世代につながる農業を育てる」ため、関係者と連携を図りながら、農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てていく「産地・担い手」、安心して農業を営める環境づくりを行う「地域・環境」、長崎ならではの農産物の消費を拡大していく「消費・拡大」の3つの視点を柱に取組みを進めています。 具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」の高付加価値化及び「いちご」などの生産高度化に向けた取組みを進めています。 しかしながら、農業用資材や人件費等の生産コストの高騰により、生産者の経営努力だけでは解決できない課題も多くあるため、ICTの活用や基盤整備の推進など、更なる生産コストの縮減や生産性の向上に対する支援に取り組めます。 また、新規就農者を確保するため、国の事業を活用し、就農初期における給付金支援などの初期投資の軽減やサポート体制の充実について取り組むとともに、国の制度の対象の対象とならない中高年層については市の単独事業で支援を行っております。さらに令和7年度からは親元就農などの後継者に係る生産基盤の支援についても、国の制度の対象とならないものに対して、市独自の支援策を実施します。 なお、令和5年1月の寒害で甚大な被害を受けたびわ産地の復興を図るため、令和5年度から令和7年度までの3年間、「未来へつなぐ長崎びわプロジェクト」として、県、市、JAが連携して簡易ハウスの整備や小型温風機の導入に対する支援を行っております。 また、冬季の収入増対策として、レモンやアボカドなどの複合経営作物の苗木購入に対する支援にも取り組んでいます。 今後もびわ生産者の意見を踏まえながら、関係機関と連携して、引き続き寒害などの自然災害に負けない産地づくりに取り組むとともに、発生時には迅速に対応していきたいと考えています。 次に、水産業の振興については、漁業の担い手対策の充実を図るほか、水産種苗の放流、漁場環境の整備等による資源回復の取組みや、ICTを活用したスマート水産業の取組みにより、持続可能な水産業の実現を目指すとともに、長崎市の豊かな水産資源を活用した取組みを進めてまいります。 赤潮対策につきましては、被害を受けた養殖漁業者に対して、代替魚の導入等により養殖産地の維持継続に努めているところですが、令和7年度には、赤潮モニタリング時の採			

水作業に係る漁業者の労力及び作業時間の軽減を図るため、長崎大学と連携し自動採水ドローンの開発に取り組むなど、DXを活用した赤潮対策を進めることとしております。また、今後の対策としましては、水温や溶存酸素量、有害な赤潮プランクトン等をリアルタイムに観測できるテレメーターや自動で採水・顕微鏡観察を行う観測機などのDXを活用した監視体制により、漁業者、漁協、県、市で常に海域の状況を把握することができる環境を整えておりますので、赤潮監視体制の強化を図りながら、赤潮の初期発生を素早く捉え、大規模化する前に早期に防除剤を散布するなど、迅速かつ効果的な防除体制を構築し、県や関係機関とも連携しながら、赤潮被害の防止に努めてまいります。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	総務部	人事課
事 項 14. 人権を尊重し、公正な民主的行政を (1) ジェンダー平等社会の実現に向けた取り組みを ① 市役所における男女の賃金格差の是正に取り組むこと。会計年度任用職員の処遇改善を図るとともに、最長3年の任用期限をなくすこと。			
回 答 長崎市の職員の給与については、法令に基づき適正に定めており、性別を理由とした給与の差はありません。 長崎市における令和5年度の男性職員の給与に対する女性職員の給与の割合につきましては、全職員では68.3%となっていますが、その内訳として「任期の定めのない常勤職員」いわゆる正規職員の割合は89.6%と高い一方で、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」いわゆる再任用職員や会計年度任用職員などの割合につきましては72.3%と低くなっています。 常勤職員以外の職員の男女の給与の差異が大きい主な要因としましては、会計年度任用職員に比べて給与水準が高い再任用職員に占める男性職員の割合が高いこと、一方で給与水準が低い会計年度任用職員に占める女性職員の割合が高いことからこのような差異が生じています。 長崎市では令和2年度に長崎市特定事業主行動計画として策定した「長崎市職員ワークライフバランス推進計画」において、行政事務職における管理職に占める女性職員の割合を20%にするという目標を掲げていますので、引き続き、管理職として必要な経験等を積むことができるよう適材適所の人事配置を行うとともに、女性の活躍やワークライフバランスの推進を目的とした研修などを継続して実施し、目標を達成できるよう努めていきます。 また、会計年度任用職員の処遇については、令和6年度から勤勉手当を支給するなど、処遇改善を行っているところです。 長崎市においては、公募等によらない再度の任用を行う場合は連続5年を上限とし、当該上限に達した者であっても公募等による客観的な能力実証を経た結果として再度任用されることは妨げないものとしております。 他都市では上限を撤廃しているところもありますが、任用にあたっては公募が原則であり、さらに長崎市の状況を鑑みると、会計年度任用職員の募集に対しては相当数の応募があっており、雇用の均等な機会を与えるためにも引き続き雇用年数の上限を設け、一定期間ごとの公募による任用を行っていく必要があると判断しております。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
<p>事 項</p> <p>14. 人権を尊重し、公正な民主的行政を</p> <p>(1) ジェンダー平等社会の実現に向けた取り組みを</p> <p>② パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体として、国に対して同性婚を可能にする民法改正を求めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、性の多様性が尊重される社会を目指し、性的少数者のカップルがその関係性を市長に対して宣誓した事実を証明する長崎市パートナーシップ宣誓制度を導入しています。現在では、全国でこの制度を導入している自治体の人口カバー率は8割を超えており、性的少数者のカップルの苦しみや不利益が少しでも解消できるよう支援することは、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて意義があることと考えています。</p> <p>同性婚をめぐる動きにつきましては、同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反だとする同性カップル等からの訴訟が各地で提起されており、これまでに出了された5つの地方裁判所の判決は、札幌、名古屋が「違憲」、東京、福岡が「違憲状態」、大阪が「合憲」と判断が分かれています。これらの判決のうち、違憲、違憲状態とした判決では、異性カップルは婚姻により、相続権や離婚時の財産分与など様々な利益を受けることができるのに対して、同性カップルには婚姻制度やそれに代わる制度がなく、それらの利益を一切認めていないことの問題点が指摘されていますが、具体的にどのような法整備をすべきかをすべての判決で言及しているわけではありません。</p> <p>令和6年に入ってから、これらの控訴審において、札幌、東京、福岡の各高等裁判所から判決が出され、いずれも同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反であるとの判決が出されており、婚姻に関して法制度の保護を受ける権利を侵害している等の指摘がなされているところです。また、直近の福岡高等裁判所の判決においては、同性婚を巡る一連の訴訟で初めて、幸福追求権を保障する憲法13条に違反しているとの判断がなされています。</p> <p>そのような中、令和6年10月に実施された衆議院議員総選挙においては、複数の政党により同性婚に関する法整備が公約に掲げられていたところです。</p> <p>長崎市としましては、性の多様性を一人ひとりが理解し、性的少数者の人権が尊重される社会の実現に向けた様々な取り組みがなされることが重要と考えますが、同性婚に関しては、裁判例が重ねられ、国民の意識も高まっていく中で、国において議論が重ねられるものと考えられることから、その状況について注視していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
事 項 14. 人権を尊重し、公正な民主的行政を (1) ジェンダー平等社会の実現に向けた取り組みを ③ 選択的夫婦別姓の導入を国に求めること。			
回 答 夫婦の氏に関する問題については、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされています。 現在の民法における夫婦同氏制度が憲法に違反しているのではないかが争われた裁判で、最高裁判所は、平成27年と令和3年の2度にわたり、夫婦同氏制度は憲法に違反していないと判断しています。しかしながら、これらの最高裁判所大法廷の判断は、いずれも選択的夫婦別氏制度に合理性がないとまで判断したのではなく、夫婦の氏に関する制度の在り方は、国会で論じられ判断されるべきとされています。 また、令和3年度に内閣府で実施された「家族の法制に関する世論調査」においては、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と答えた方の割合が27.0%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と答えた方の割合が42.2%、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と答えた方の割合が28.9%となっております。 このような中、令和6年3月には、選択的夫婦別姓制度の実現を求める3度目の集団訴訟が札幌地方裁判所と東京地方裁判所に提起され、令和6年6月には、日本経済団体連合会から政府に対し、選択的夫婦別姓の早期実現に向けた提言がなされるなど、新たな動きも見られているところです。さらに、令和6年10月に実施された衆議院議員総選挙においては、「選択的夫婦別姓制度の導入」が争点の1つに挙げられるなど、社会的な関心も高まっているものと考えられます。 このようなことから、選択的夫婦別姓につきましては、今後とも、個人の尊厳と両性の本質的平等のもと、国民の意識や社会の状況の変化などを踏まえた国会の議論も含め、国の動きを注視していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	総務部 情報政策推進部	行政体制整備室 総務課 情報統計課
事 項 14. 人権を尊重し、公正な民主的行政を (2) 国に対して、市民の国家管理、個人情報漏洩につながる「マイナンバー制度」は中止を求めること。強制的なカード取得になる健康保険証との一体化は中止するよう求めること。			
回 答 マイナンバー制度は、市民の国家管理につながるものではなく、市民の利便性向上と将来の電子自治体の実現をあわせて進め、より公平公正な社会の実現に向けての大事な基盤となるものです。 マイナンバー及びマイナンバーカードの活用については、すでに国税等の電子申告への利用やオンラインでの転出届の提出及び転入届提出のための来庁予定の連絡のほか、Android 端末においてスマホ用電子証明書サービスが開始され、スマートフォンだけでマイナポータル等の利用が可能となっていることに加え、令和7年3月には運転免許証との一体化も予定されているなど、活用の幅は拡大しています。また、令和3年10月から健康保険証としての利用が開始されていますが、これは、マイナンバーと健康保険証情報を連携することにより診療・薬剤情報・医療費・特定健診情報等が自身のスマートフォン等から閲覧可能になるなど市民の利便性の向上を目的とするものであり、いずれも市民負担の軽減、市民サービスの向上、行政事務の効率化に大きく寄与するものです。 マイナンバー制度では、国の機関や他の自治体等との情報連携が可能となっていますが、これは国が設置する「情報提供ネットワークシステム」を利用し、マイナンバー法に定められた事務に限り、専用回線を通じて、情報の照会・提供を行うものであり、それぞれの情報は、これまでどおり各自治体が管理するため、国が一元的に収集・管理するものではありません。 なお、この専用回線への接続においては、暗号化通信を行うとともに、通信を監視し不正な通信を防御する機器を設置するなど、複数のセキュリティ対策が講じられています。 長崎市としては、法令等を遵守し、個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いを確保しながら、マイナンバー制度の利活用を図ることで、行政手続きのデジタル化を進め、市民サービスの向上につなげてまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課
<p>事 項</p> <p>15. 憲法改悪に反対し、核兵器廃絶・被爆者援護のために (1) 核搭載可能艦船の長崎港入港には反対を貫き、外務省や大使館などに申し入れること。また、長崎県に対し「非核港湾等条例」を制定するよう要請すること</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆から 79 年が経過した現在も、多くの被爆者が後障害や他人にはうかがい知れない深い心の傷を抱えて暮らしています。</p> <p>こうした被爆地の市民感情も考慮し、長崎市では、米国など核保有国の艦船の長崎港への入港は容認できないとの立場から、入港情報を得た場合は直ちに、当該国の在日大使館等へ入港回避を要請するとともに、日本政府に対しても当該国へ入港回避を申し入れるよう要請してきました。</p> <p>「非核港湾条例」の制定については、長崎港の港湾管理者である長崎県において検討されるものと考えますが、長崎県では、国に対して国是である非核三原則の法制化を含めた厳格な実施を行うよう求めており、条例を制定する考えはないとしています。</p> <p>いずれにしても、核保有国艦船の長崎港への入港は平成 21 年 2 月以降ありませんが、長崎市としては、入港の情報を得た場合、核の搭載の有無に関わらず入港を容認しない方針のもと、日本政府に対し入港回避を要請したいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	原爆被爆対策部	調査課
事 項 15. 憲法改悪に反対し、核兵器廃絶・被爆者援護のために (2) 被爆未指定地域拡大是正に向けて、早急に「被爆体験者」に被爆者健康手帳が交付されるよう、全力を尽くすこと。被爆体験者支援事業の抜本的改善を引き続き国に求めること。 ① 全ての被爆体験者を被爆者として認めること。被爆体験者に対する医療給付は疾病を問わず全て支給することを引き続き国に求めること。			
回 答 長崎市では、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を通じて平成 27 年度から「被爆体験者支援事業の充実」とともに、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」及び「爆心地から半径 12km の範囲の被爆地域の拡大」を国に要望しています。 また、令和 4 年 4 月 1 日から広島黒い雨にあった方々を被爆者と認定する新たな被爆者認定指針の運用が開始されましたが、長崎においては、過去の裁判例との整合性や黒い雨の存在を示す客観的な資料がない等の理由から対象外とされています。 しかしながら、長崎で黒い雨等に遭った者の援護施策が広島と長崎で差があってはならず、広島と同じような事情にあるものとして認定・救済をしていただくよう県と連携し国に要望しているところです。現在は、令和 5 年 2 月に長崎県・市で要望した ABCC（原爆障害調査委員会）が実施したとされる原子爆弾投下後の残留放射線に関する記録調査については、令和 6 年中に米国国立公文書館、米国科学アカデミー及び米国トルーマン大統領図書館の検索が完了したものの目的とする記録調査は発見することができなかったことから、米国テキサス医療センター図書館の検索を新たに要望するとともに、別途、英国公文書館の調査を要望しています。 次に、被爆体験者に対する医療給付については、平成 14 年度から被爆体験を原因とする精神疾患及びその合併症について、自己負担分の医療費を支給する「被爆体験者精神影響等調査研究事業」が開始されています。 一方、事業開始から 20 年以上が経過し、被爆体験者の平均年齢も 85 歳を超え、様々な疾病を抱えて長期療養を要している状況が伺われているため、幅広い一般的な疾病について、精神疾患の発症を要件とせず、被爆者と同等の医療費助成を行う「第二種健康診断特例区域治療支援事業」が令和 6 年 12 月 1 日から開始されました。この事業は、遺伝性や先天性などの一部の疾病を除く、ほぼ全ての病気の医療費助成を受けることができることから、被爆体験者に対する救済策が一步前進したものと考えています。 今後とも、長崎県と連携を密に図りながら、引き続き被爆体験者の救済に向けて、国に強く働きかけていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>15. 憲法改悪に反対し、核兵器廃絶・被爆者援護のために</p> <p>(2) 被爆未指定地域拡大是正に向けて、早急に「被爆体験者」に被爆者健康手帳が交付されるよう、全力を尽くすこと。被爆体験者支援事業の抜本的改善を引き続き国に求めること。</p> <p>② 被爆二世・三世に対し、健康診断事業を拡充し特定疾患に罹患した場合は、医療費の支給制度を創設するよう国に求めること。また、放射線の遺伝的な影響に対する研究を進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世・三世に対する健康診断事業については、がん等への健康不安を抱えている被爆二世の健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっていないことから、引き続き「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」などを通じて、国に強く要望してまいります。</p> <p>医療費の支給制度創設については、被爆二世・三世に対する原爆放射線の身体的及び遺伝的な影響の科学的知見が得られておらず、現時点においては、国に求めることが困難な状況です。</p> <p>また、放射線の遺伝的な影響に対する研究については、公益財団法人放射線影響研究所において、親の放射線被曝が子どもに与える健康影響を調査するため、被爆者と被爆二世のゲノム（全遺伝情報）解析を計画していることから、その動向を注視してまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 日本共産党	担 当	原爆被爆対策部	調査課
事 項 15. 憲法改悪に反対し、核兵器廃絶・被爆者援護のために (3) 新たな治療支援事業についてはすべての対象者に速やかに医療受給者証が交付できるよう人員配置を含め特別の体制をとること。 ① 対象者への周知を速やかに丁寧に行うこと。 ② 医療機関へ周知徹底すること。 ③ 相談窓口を設置すること。 ④ 一定期間後申請がない対象者については、個別に実態把握を行い実情に即した個別の支援を行うこと。			
回 答 令和6年12月1日から開始された「第二種健康診断特例区域治療支援事業」については、対象者が速やかに申請できるよう、令和6年11月18日付で第二種健康診断受診者証をお持ちの方へ本事業の内容や手続き方法等のリーフレットを送付しました。 また、事業の円滑な実施には、医療機関の協力が重要となることから、国や県と合同で医療機関向けの説明会を11月及び12月に開催するとともに、ホームページ等による制度の周知に努めています。 そのほか、申請に係る問合せ等に対しては丁寧に対応するとともに、申請窓口となる各地域センターの職員には会議を通じて説明を行うなど、申請時の混乱ができるだけ少なくなるよう努めています。 今後とも申請状況を見極め、必要に応じた対応を検討したいと考えています。			